一般社団法人日本家政学会　家族関係学部会

第 46 回　家族関係学セミナー
要 旨 集

公開シンポジウム

自 由 報 告

- 日時　　2026 年 10 月 10 日（土）・11 日（日）
- 会場　　東京家政大学　板橋キャンパス
  （東京都板橋区加賀 1－18－1）

＜日程＞

10 月 10 日(土)		
13:00～	受付・入室開始	
13:30～16:45	公開シンポジウム：制度・政策と家族関係	―「子どもの権利」と家族―
17:00～18:00	総会	
18:30～20:00	懇親会	
10 月 11 日(日)		
9:00～	受付開始	
9:30～12:10	自由報告	

＜会場案内図＞

板橋キャンパス構内図

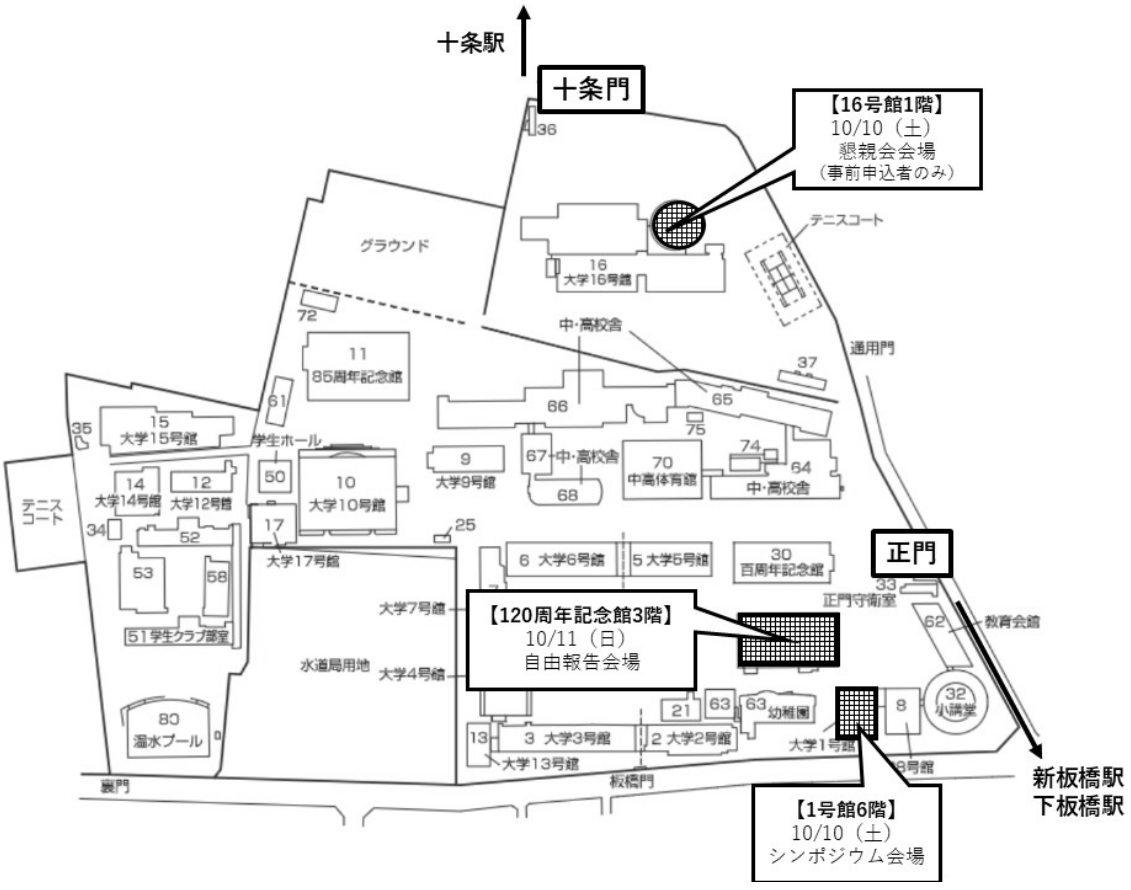

1日目　1号館6階　　【シンポジウム会場　　1-6A 講義室】

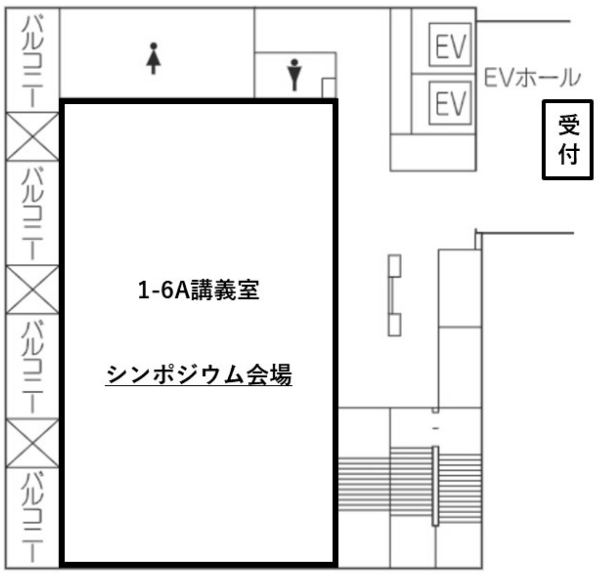

2日目　120周年記念館3階　【自由報告会場　120-3A 講義室、120-3B 講義室】
【クローク・休憩室　120-3D マルチメディア演習室】

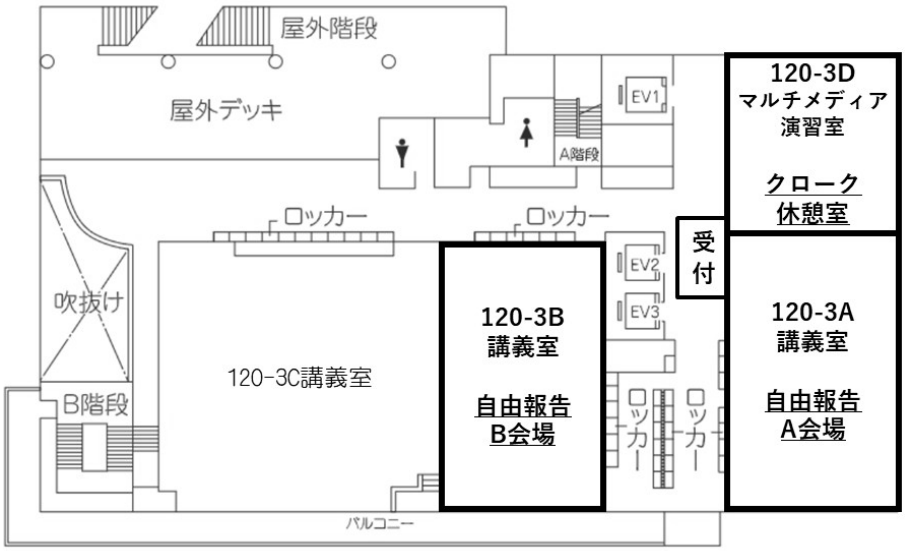

＜交通機関のご案内＞

【東京家政大学板橋キャンパスへのアクセス】

- JR 埼京線「十条駅」から 徒歩5分
- 地下鉄都営三田線「新板橋駅」から 徒歩12分
- JR 京浜東北線「東十条駅」から 徒歩13分

東京家政大学ホームページ
交通アクセス

【大学所在地】

〒173-8602　東京都板橋区加賀１－１８－１

＜公開シンポジウム＞

10 月 10 日（土）

13 時 30 分～16 時 45 分

テーマ：制度・政策と家族関係　～「子どもの権利」と家族～

【 趣 旨 】

「子どもの権利」をめぐる制度・政策の展開が、家族関係にどのように関わっているか問うシンポジウムです。今年度は、子どもを保護や支援の対象としてだけでなく、権利の主体として捉える視点に注目し、「子どもの権利」と家族との関係について考えます。

家庭科教育における子どものセルフアドボカシー、子育て支援・保育におけるケアの共同化を取り上げるとともに、2007 年以来学術交流を続けてきた韓国家族関係学会から Chin Meejung 氏をお招きし、韓国社会における子どもの権利と家族をめぐる現状と課題についてご報告いただきます。齋藤美重子氏、中谷奈津子氏、Chin Meejung 氏の報告と、村田晋太朗氏、李璟媛氏のコメントをふまえ、日本と韓国における子どもの権利と家族のあり方について、参加者も含めて国際的な視点から議論を深めたいと考えています。

13:30 ～

司会　山根真理（神戸大学研究員）・菊地真理（大阪産業大学教授）

報告1：こどもの権利の基盤をつくるセルフアドボカシー　―家庭科教育の可能性―
川村学園女子大学教授　　齋藤 美重子　氏

報告2：子どもの権利と子育て支援のこれから
―家族規範と保育所等におけるケアの「共同化」―
神戸大学教授　　中谷　奈津子　氏

報告3：子どもの権利と家族　　―韓国社会の現象と課題―
ソウル大学校教授　　Chin Meejung（ジン・ミジョン）　氏

コメント 1:家庭科教育の観点から（日韓比較含む）　三重大学准教授　村田　晋太朗　氏

コメント 2:家族関係学の観点から（日韓比較含む）　岡山大学教授　　李璟媛　氏

【シンポジストのご紹介】

齋藤　美重子（さいとう　みえこ）氏

川村学園女子大学生活創造学部生活文化学科教授、川村学園女子大学附属ユニバーサル・ケア研究所所長、我孫子市男女共同参画審議会委員、家庭生活アバイザー
専攻は家庭科教育、生活経営学
主要業績：齋藤美重子編著『アドボカシーが活きるユニバーサル・ケアー学び直しの家庭科ー』(2024　大学教育出版)、佐藤真弓・齋藤美重子編著『自然と社会と心の人間学』(2020　一藝社)、齋藤美重子・佐藤真弓「セルフアドボカシーとピアアドボカシーの意識に関わる家庭科教育の可能性―成人 3000 人の生活意識アンケート調査から―」(2026『日本家庭科教育学会誌』69-1)、齋藤美重子「研究の動向　ユニバーサル・ケアに関する検討―成人アンケート調査とヤングケアラーおよび高校生の語りから―」(2024　『日本家政学会誌』75-1) 他、我孫子市ヤングケアラー関係機関教職員研修講師

中谷　奈津子（なかたに　なつこ）氏

神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授
専攻は家族関係学、保育学、子ども家庭支援論
主要業績：『地域子育て支援と母親のエンパワーメント―内発的発展の可能性』(単著　2008　大学教育出版)、『保育所等の子ども家庭支援の実態と展望: 困難家庭を支えるための組織的アプローチの提案』(共編著　2021　中央法規出版)、『保育所等における子ども家庭支援の展開―生活困難を支える園実践の質的分析―』(編著　2024　晃洋書房 (2025 年日本保育学会保育学文献賞受賞))。主な社会活動として、大阪府社会福祉協議会「地域貢献支援員（スマイルサポーター）養成研修」講師（2012～現在)、厚生労働省「保育所等における保護者支援の在り方に関する研究会」委員（2022 年度）など。

Chin Meejung（ジン・ミジョン）　氏

ソウル大学校　児童家族学科　教授
専攻は児童政策、家族政策
韓国家族関係学会会長、少子化高齢社会委員会委員を歴任、次期大韓家政学会会長。現在、ソウル市人口政策委員会委員を務める。
主要業績：『家族といる贅沢』(キムヨンサ 2026) など。

村田　晋太朗（むらた　しんたろう）氏

三重大学教育学部　准教授（家政教育講座)、博士（学校教育学）

専攻は家庭科教育学、家族関係学

大阪府公立中学校家庭科教員として 7 年間勤務した後、大阪教育大学特任准教授を経て 2021 年より現職。

主要業績：上野顕子・村田晋太朗編著『家庭科っておもしろい！「家族」を考えるワーク集―自分の生き方　多様性　ウェルビーイング―』(2024,教育図書)、村田晋太朗・永田智子『中学校家庭科「家族と家庭生活」の学習指導案における教育目標の傾向と課題：改訂版ブルーム・タキソノミーを用いた分析を通じて』(2019『日本教科教育学会誌』42(3)

李　璟媛（い　きょんうぉん）氏

岡山大学大学院教育学域　教授

専攻は家族関係学

主要業績：李璟媛・洪上旭「韓国における子育て支援政策と世代間関係の変容」(2025『比較家族史研究』第 39 号)、李璟媛「韓国における子どもの教育と家族」比較家族史学会監修、小山静子・児玉亮子編著『子どもと教育―近代家族というアリーナ』(2018　日本経済評論社)、李璟媛・呉貞玉・森田美佐「韓国の教員養成課程の大学生におけるしつけと虐待に関する認識」(2023　『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第 183 号)、李璟媛「韓国における子育て支援政策の動向と『黄昏育児』のゆくえ」(2015『家族社会学研究』26(2)) など

報告 1

こどもの権利の基盤をつくるセルフアドボカシー
―家庭科教育の可能性―

齋藤　美重子
川村学園女子大学

１．はじめに

1989 年国連において採択されたこどもの権利条約では、世界中のすべてのこどもたちがもつ人権であり、こどもが守られる対象であるだけでなく権利の主体であることを明確にした。日本ではこの原則を「こども基本法」に取り入れた。しかし、日本のこどもたちは「自分の考えをはっきり相手に伝える」ことが 5 か国中最も低く、「自分の意見を聴いてもらえるという実感がある」ことも低いことが報告された（子ども家庭庁 2024）。つまり、セルフアドボカシー意識にも周囲の環境にも課題があるということである。

そこで、vulnerable な人間と環境との相互作用の中で自分の生活を見つめ直し、多様な人の声を聴き合い、ケアの倫理を備えた自立・共生・生活の創造に向けた行動力育成が人権尊重の教育につながるのではないかと仮説をたて研究と実践の往還のもとで検討する。

２．ヤングケアラーの語りと授業実践

ケアは人間の相互行為・相互関係・相互作用であり、日々の生活の営みそのものである（齋藤 2024）。ケア行為は人間の生存の様態を基盤に、自己成長や共感性、思いやりを高める一方で、重荷や重圧、虐待など両義性があり、倫理性や差別構造を論じ支援にアクセスできるようにしなければならないだろう。厚生労働省・文部科学省によるヤングケアラー全国調査結果が 2021 年、2022 年と公表されて以降ヤングケアラーが話題になった。「ケアラーズサロン（現名称みんなの居場所：CARE PLACE）」を立ち上げ困りごとを語り合える場として川村学園女子大学ユニバーサル・ケア研究所主催我孫子市後援で 2019 年より活動している。その語り合いのなかで、潜在的ヤングケアラーの存在が明らかになった。

そこで、ケアの両義性とヤングケアラーへの気づきを促し、当事者性をもって解決策を考えることを目的に、A 高等学校、C 高等学校における授業実践を行い分析した。

その結果、ケアの両義性に気づき、上から目線ではなく仲間としてピアアドボカシーをもって社会に働きかける解決策を考えることができた。また自己の在り方生き方を考えることにつながった。しかし、「もしヤングケアラーになったときにどうするか」の問いに対して、幅広く支援を求めるとしたが、「相談しに行く勇気がない」「その時どう思うかわからない」など、セルフアドボカシーに課題がみられた（齋藤ら 2025）。

３．生活意識からみられるセルフアドボカシーとピアアドボカシー

セルフアドボカシーとは自己認識・意見表明・支援要請を行うケアを求める行為であり、ピアアドボカシーとは仲間として傾聴・他者感覚・応答する行為である。セルフアドボカシー運動は“Nothing About us without us”というスローガンのもと、障害者自らの権利と

尊厳を社会の中で実現していこうとする運動であった（Williams, et al. 1999）。日本においても障害者差別解消法の中に合理的配慮が明文化されており、「当事者の権利主張から配慮提供が始まる」考え方が表れた。障害のある人の当事者主権からはじまったセルフアドボカシーであるが、こども、高齢者、LGBTQ+など広範に展開されている。つまり、通常学校教育においてもセルフアドボカシー育成は必要ではないだろうか。

■全国 3000 人の成人を対象に行った生活意識 web アンケート調査（齋藤・佐藤 2026）

・セルフアドボカシー意識がある人は 1564 人（52.1%）

・セルフアドボカシー意識がない人は 1432 人（47.8%）

↳ 声をあげない理由：自己責任、迷惑、遠慮、排他的思考、恥、他人任せ

セルフアドボカシー意識がある人はない人よりも孤独意識、孤立意識が低く、アイデンティティ、健康良好さ、生活満足、経済的ゆとりが優位に高いことが確認された。ピアアドボカシーも同様の結果であった。すなわち、セルフアドボカシーとピアアドボカシーはウェルビーイング向上を実践する力となる可能性がある。セルフアドボカシー及びピアアドボカシー育成と価値観を問い直す教育の必要性が示唆された。

４．高校生 1000 人を対象にした生活意識 web アンケート調査結果

■全国の高校生 1000 人を対象にした生活意識アンケート調査（齋藤・佐藤 2025）

・ケアを受けている人　58.1％

・ケアを誰からも受けていない人　41.9％

↳ 理由：実際に誰からもケアされていないから　176 人（42.0％）

ケアのことをよく知らない、ケアを意識したこともない　243 人（58.0％）

・セルフアドボカシー意識がある人　617 人（61.7%）

セルフアドボカシー意識がない人　383 人（38.3%）

↳ 声をあげない理由（複数回答）：「人に迷惑をかけたくない」191 人(49.9％)「自分で解決すべき」144 人(37.6％)

ただし、セルフアドボカシー意識のある人はない人よりも多くの相談先をもち、悩みごとの内容により相談先も変わることから、相談先を増やすことも重要であることが示唆された。

・居場所（複数回答）・・・家庭（703 人）が多く、次いで学校であった。

５．今後求められる家庭科教育

・自分ごととしてのケアの両義性への気づきと環境との相互作用のなかで人間として生きていく価値を学ぶ学習。

・セルフアドボカシーをライフスタイルの一つとして自己認識・他者感覚・自己の価値観を問い直す学習。

・効率⟷非効率、普通⟷異常などの単なる二元論的認識ではなく、どのように認識されてきているのか、そこに潜む差別構造を問いプロセスや影響を思考し新たな価値の創造学習。

報告 2

子どもの権利と子育て支援のこれから
―家族規範と保育所等におけるケアの「共同化」―

中谷　奈津子
神戸大学

(1) はじめに―子どもの権利と保育―

日本の子育て支援政策は、出生率低下を契機に本格化した。それは「深刻で静かなる危機」として浮上し、いわゆる「1.57 ショック」を機に重要な政策課題となった。その背景には子育て等のケアを家族、特に女性が担うべきとする「家族規範」の根強さが指摘されてきた。だが少子化対策の進展に伴い「家族／母親責任」をめぐる論調は揺らぎつつある。

ケア役割の再考と並行し、1994 年の「子どもの権利条約」批准を機に、国内でも「子どもの権利」への関心が高まった。子どもにとって「保育」とは、条約の基本理念である「4 つの原則」（差別の禁止、子どもの最善の利益、生命・生存・発達に関する権利、子どもの意見の尊重）を具現化する場であり、能動的権利としての「意見表明権」（第 12 条）の実現に向けた実践が日々行われている。なお、条約における子どもの「意見」は、英語では「opinion」ではなく「views」と表記される。したがって、子どもの意見表明権の保障とは、言語化された声を聴くだけでなく、子どもから見える非言語的な世界をも含め、身近な大人が共感的に理解することから出発するものと捉えられる。

(2) 保育・子育て支援に関する制度と子どもの「認定」

「保育施設」には、幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設などがあり、創設の歴史的背景や法体系、必要とされる保育者の資格、入所要件等も異なる。財政・給付の仕組みの共通化や、保育・幼児教育の量と質の拡充を目的に 2015 年「子ども・子育て支援新制度」が開始された。入所申請に際しては「保育の必要性の認定」を受ける必要があり、子どもは年齢や家庭状況に応じて、1～3 号認定に区分される。「保育を必要とする子ども」は、2 号認定および 3 号認定の子どもに該当し、保育所等を利用することとなる。

この認定の要件には、保護者の就労、疾病・障害、親族の介護、災害復旧の他、虐待や DV の恐れなどが含まれる（子ども・子育て支援法施行規則第 1 条）。ひとり親や経済的困窮など福祉的ニーズを抱える家庭に対しては、自治体ごとに利用の優先度を高める仕組みもある。施設種別による制度的な違いはあるが「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は種別を超えて共通に設定されており、保育施設の一体化をめぐる議論は現在も継続的に行われている。また保育士の業務は「児童の保育」と「児童の保護者に対する保育に関する指導（いわゆる子育て支援）」であることから（児童福祉法第 18 条の 4）、保育士の配置が義務づけられている施設においては、子育て支援も法的な役割として位置づけられる。

(3) 保育所等における子育て支援の役割

「保育所保育指針」（以下、「保育指針」）は、厚生労働大臣の告示として定められた、規範性を有する保育所保育の基準である。「子育て支援」に関しては第 4 章に独立した章が設けら

れ、保育所が担う子育て支援の基本的事項や、在園児の保護者ならびに地域の保護者等に対する子育て支援のあり方が示されている。そこでは、日常的なコミュニケーションを前提としつつ、受容的態度や非審判的態度、自己決定の尊重、守秘義務の遵守など、ソーシャルワークにおいて重視される援助姿勢が基盤として盛り込まれている。保護者への支援においては、日常的な子育てや保育に関する相談に加え、子どもの障害や発達上の課題、外国籍、ひとり親家庭、経済的困窮、育児不安などへの個別的な支援が求められている。また児童虐待が疑われる場合は、市町村や児童相談所等へ通告し、適切な対応を図ることが義務づけられている。

虐待予防の観点からは、求められる支援にはリスクや状況に応じた階層（レベル）があることが指摘されている。保育実践の現場においても、個々の事例に応じて、クラス担任による対応に限定せず、園全体で支援する組織的な体制構築を視野に入れることが求められる。また、何らかの特別な支援ニーズを抱える保護者は、在園保護者全体の 3 割ほどにのぼるといった調査結果（厚生労働省 2022）もあり、これを受け厚生労働省（2023）は「保育所等における在園児の保護者への子育て支援ー相談等を通じた個別的な対応を中心にー」という手引きを発刊した。ここでは保育所等に対し「潜在的な支援ニーズを捉える」「支援の流れをつくる」「園全体が『チーム』として機能する」「適切な支援につなげる」などのアプローチが示され、往還する個別支援の具体的方策が提示されている。

（4）保育所等における子育て支援の実際―揺らぐ「家族責任」―

保育所等は、日常性や網羅性、継続性などの強み（西原他 2008）を有し、日々のかかわりから家庭のわずかな異変や潜在的課題を早期発見できる。つまり、すべての在園児家庭を対象とする「ポピュレーションアプローチ」と、特別な支援や介入を要する家庭を重点的に支える「ターゲットアプローチ」の間を柔軟に往還する機能を備えている。

筆者らの研究チームによる「家庭支援推進保育事業」のロジックモデル作成では、家庭支援推進保育士の加配（インプット）が保育における養護（生命の保持と情緒の安定）を充実させ、家庭訪問や生活改善の提案を含むきめ細やかな個別対応（アウトプット）を可能にすることが示された。効果として、子どもや保護者の自尊感情や援助希求能力の向上（中期アウトカム）、対象児童の他者への信頼感獲得、児童虐待の未然防止、社会的包摂（長期インパクト）が見込まれることが明示された。インタビュー調査でも、本来家庭で担うべきとされる事柄が何らかの事情でできない場合であっても、保育士は「責めない」姿勢で、背景にある課題を理解するよう努め、保護者自身の安定を図ることが、結果として子どもの生活の安寧や情緒の安定、親子関係の安定に寄与していると語られた。

さらに、2026 年に本格実施された「こども誰でも通園制度」にも着目する。本制度は「保育を必要としない」家庭を公的支援の対象とし子どもの発達保障を謳うが、同時に孤立育児や母親への育児偏重による弊害への危惧が背景にある。すなわち、家庭内での子育てを社会に開き「ケアの共同化」を公的に推進することで、より広義のポピュレーションアプローチを実現するものである。こうした家庭支援の重層的な実践を通して一人一人の「生」が尊重され、「子どもの権利」が確かに保障されていくことを願う。

報告 3

子どもの権利と家族
―韓国社会の現象と課題―

Chin　Meejung（ジン・ミジョン）
ソウル大学校 児童家族学科

子どもの幸福度について、日本と韓国を比較してみると共通点と相違点がある。共通点としては、日本と韓国の精神的ウェルビーイング水準が国際的に最下位であることが挙げられる(UNICEF Report Card 19 報告書 2025). 精神的ウェルビーイングは主観的生活満足度と 15～19 歳の自殺率で測定されるが、日本と韓国はともに主観的生活満足度は低く、自殺率は高い国である。一方、相違点もある。「身体的健康」という項目において、韓国は 36 か国のうち 28 位と低い水準にあるのに対し、日本は 1 位である。身体的健康は、5～14 歳の児童死亡率と 5～19 歳の過体重・肥満の比率で測定される。韓国と日本はともに児童死亡率は低いため、両国の違いは過体重と肥満の比率に起因すると考えられる。日本は過体重・肥満の比率が低いのに対し、韓国はその比率が比較的高い。このような違いから、総合ランキングでは 36 か国中、日本が 14 位、韓国は 27 位となっている。

なぜ韓国では過体重と肥満の子どもが多いのだろうか。この問題は「子どもの権利」と関連があると考えられる。過体重や肥満は、子どもの生活様式や生活時間に密接と密接に関連している。すなわち、何を食べるのか、運動をどの程度しているのか、座って過ごす時間がどの程度長いのか、睡眠時間が十分に確保できているのかなどが、密接に関わっているのである。国際的に比較してみると、韓国の子どもは学業時間が長く、座っている時間も長い。一方で、睡眠時間は短く、運動時間も不足している。さらに家族と共に食事をする機会が少なく、例えばコンビニエンスストアの食事やファストフード、炭酸飲料など、肥満につながりやすい食生活が顕著に見られる。このような現象は、特別な事情を抱える子どもだけの問題ではなく、すべての子どもが経験しうる問題となっているのである。

韓国は長い間、子どもの権利を特別な子ども、すなわち、要保護児童の問題とみなし、その観点から扱ってきた。韓国の政府機関である国家児童権利保障院(National Center for the Rights of the Child)の事業内容をみると、養子縁組や里親制度、児童保護(虐待および放任)、リスクの高い妊婦への支援を対象としている。つまり、社会経済的に不利な状況にある子どもに対してのみ国家が公的サービスを提供するという、狭い意味での福祉政策を実行してきたのである。法的な基盤も児童福祉法（Child Welfare Act）が唯一の根拠であった。

しかし、親から適切な保護を受けている子どもたちの身体的健康と精神的ウェルビーイング水準があまり高くないことが社会的な課題になってから、子どもの権利を新たな観点からアプローチし始めた。特に、少子化の原因の一つとして、子どもが幸せになれない社会環境が注目されたことで、既存の子どもの権利の政策と児童福祉政策の限界が指摘された。

これらの背景から、普遍的な子どもの権利政策が実行され始めた。韓国は、1991 年にはすでにユニセフの子どもの権利条約を批准していたが、政府がすべての子どもを対象とする児童

政策基本計画を策定したのは2015年からである。現在、第三次児童政策基本計画（2025～2029年）が実行中である。第一次計画から第三次計画まで、すべての子どもの幸福増進を目標としており、制度的改善も進められた。代表的な改善を2点挙げる。まず、法的な制度として、出生通報制度の導入がある。従来は、子どもが生まれた際に保護者が出生を申告していたが、この制度では、産婦人科などの医療機関が出生情報を自動的に国家機関へ通報する手続きが加わる。これにより、出生届が出されていない子どもを把握しやすくする体制が整備された。2つ目は、民法で保障されていた保護者の懲戒権が廃止されたことである（2021年）。これにより、しつけを目的とする場合であっても親は体罰ができなくなった。教育委員会が中心となり、学生人権条例を制定し、学校における体罰を禁じたのが2011年のことであるが、約10年の歳月を経て、韓国では子どもを対象としたすべての体罰が禁止された。

韓国において、普遍的な子どもの権利政策が実を結ぶためには、解決すべき社会的課題がある。韓国は、過熱する私教育(塾、予備校などの学校外教育)と学業からのストレスによって、子どもが遊ぶ権利と休む権利が十分に保障されていない。2024年には小学生の87.7%、中学生の78.0%、高校生の67.3%が私教育を受けている。学業時間の増加によって、余暇活動、特に運動などの屋外での活動時間が減少している。学校から塾へ、あるいは塾から別の塾へ移動するスキマ時間には、スマートフォンを利用した余暇活動（ゲーム、ショート動画、ユーチューブ視聴等）が中心になり、遊びが単純化する傾向にある。それによって、座って活動する時間が長くなる現象も現れる。学業時間の増加は、睡眠にも影響を与え、中学生、高校生の平均睡眠時間は6.2～6.4時間で、OECD加盟国の中では、もっとも低い水準である（子ども・青少年の生活の質報告書2025)。

政府の取り組みにも改善すべきところがある。主に要保護児童を対象とする子どもの権利政策は保健福祉部が担い、教育（私教育と公教育）に関わる政策は教育部が、青少年のメディア関連政策は両性平等家族部が担当している。こうした課題は原因が複合的である一方で、政策を管轄する省庁が分かれているため、効率的な政策立案が容易ではない。そのため、省庁間の協力や調整を担う委員会に加え、それらを総括する仕組みが必要である。

最後に、韓国家族関係学会の役割について触れておきたい。この10年の間、韓国家族関係学会誌に掲載された論文のうち、親子関係に関する論文は、主に成人期の親子関係に関する論文が多く、子ども、あるいは青少年を対象とした論文はわずかであった。子どもや青少年を対象とした論文であっても、焦点が子どもというよりも親に当てられた研究が目立つ。「子どもの権利」に関する研究や学会活動がそれほど活発でない背景には、韓国の学術界において児童学と家族学が分離しており、分野ごとに研究テーマや活動も分かれている事情があると考えられる。長年にわたり、学問分野の専門化を目指して発展してきたが、融複合研究の重要性が高まっている現在、このような分離は依然として克服すべき課題であるといえよう。

冒頭で述べたように、両国における子どもの権利の状況には、共通点と相違点が併存している。そうした点を踏まえ、日本と韓国の学会、共同研究をはじめとするさまざまな交流を通じて互いに学び合い、協力体制を強化していくことで、両国の子どもたちが幸せになる権利を享受できる未来が、一日でも早く訪れることを期待したい。

＜自 由 報 告＞

9:00～　　受付 120 周年記念館 3 階エレベーター前

9:30～12:10　自由報告

A 会場: 120 周年記念館 3 階　120-3A 講義室

B 会場: 120 周年記念館 3 階　120-3B 講義室

報告 18 分(1 鈴:終了 1 分前、2 鈴:終了)質疑応答 5 分 計 23 分

A 会場:

座長:大石美佳(鎌倉女子大学)

1. 10 代で父になった男性のライフコースに関する研究－インタビュー調査を通して
武輪敬心(大阪歯科大学医療保健学部)

2. 子どもへの身体接触の両義性とジェンダーの非対称性に関する一考察
中田奈月(京都文教大学・臨床物語学研究センター)

3. 親子分離経験と親子関係－留守児童と流動児童の比較研究－
張迎霞(神戸大学大学院人文学研究科)

4. 育児期における食事作り分担－育児の当事者意識に着目して－
児島あゆみ(お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科)

5. 子どもの居場所づくりにおける多職種連携協働
－市民団体と中間支援組織による実践の分析
井上清美(東京家政学院大学現代生活学部)

B 会場:

座長:冬木春子(静岡大学)

1. デンマークにおける大学生のライフコース・プラン意識(1)
－キャリア・ケア・ジェンダーの現在－
宮坂靖子(金城学院大学生活環境学部)
青木 加奈子(大阪大学大学院人文学研究科)

2. デンマークにおける大学生のライフコース・プラン意識(2)
－キャリア・ケア・ジェンダーの変容とその背景－
青木加奈子(大阪大学大学院人文学研究科)
宮坂靖子(金城学院大学生活環境学部)

3. 高齢夫婦における医療の意思決定とジェンダー
－家庭内リソースと夫婦関係が自他の治療希望に与える影響－
佐野潤子(東京家政学院大学現代生活学部)
江口洋子(慶應義塾大学医学部医科学研究連携推進センター)

休憩

座長:表真美(京都女子大学)

4. 韓国における家族政策の変遷と家族の Well-being をめぐる考察
崔美美(静岡県立大学短期大学部)
冬木春子(静岡大学教育学部)

5. 理想のケアと現実のケアの格差とケアに伴うポジティブ・ネガティブ感情の日韓比較研究
李秀眞(弘前大学教育学部)
チャ・スンウン(水原大学校)

6. 在宅介護を担う男性家族のライフコースと支援的アプローチ
:続柄による排泄介護の語りの意味構成の比較
小島 みさお(和洋女子大学家政学部)

A-1

10代で父になった男性のライフコースに関する研究

― インタビュー調査を通じて ―

武輪　敬心

大阪歯科大学

1. 目的

日本では10代で出産した女性に関する研究は一定蓄積されてきたが、10代で父になった男性(以下、当事者男性)に関する研究は見当たらない。先行研究の多くは周産期医療の専門家を中心に、出産前後のリスクに焦点化しており、当事者の人権やエンパワメントの観点は希薄である。また、10代女性の妊娠判明時点のパートナーが10代であることも多く、彼らにも特有の支援ニーズがあると推察される。 本研究の目的は、当事者男性とその家族・支援者へのインタビューを通じ、彼らを取り巻く環境、支援ニーズ、適切な支援方法やプログラムを明らかにすることである。本稿では当事者男性に対するインタビュー調査を中心に中間報告する。

2. 方法

若年妊産婦支援事業を行う団体等へ協力を依頼し、機縁法により調査協力者を募集した。研究協力者は、当事者男性およびその家族、支援者である。研究協力者の同意のもと、インタビューガイドを用いた半構造化インタビュー(1〜2時間程度)を実施し、録音した。当事者男性とその家族への調査では必要に応じて、自身のライフコースをふりかえり、主観的な幸福度をもとに、ライフライン（グラフ）を作成してもらった。インタビュー時の音声データは、AI文字起こしサービスを活用し、逐語録を作成した。現在は、データの整理と本格的分析に向けた予備的分析を進めている段階である。

3. 倫理的配慮

本調査の実施にあたっては、大阪歯科大学「医の倫理委員会」の承認(2025-40)を得ており、研究協力者には、インフォームド・コンセントを行っている。

4. 中間結果および考察

当事者男性やその妻へのインタビューから、彼らの生活実態と支援ニーズについて、以下の知見が得られつつある。 第一に、生活状況と経済的課題である。当事者男性は設備業や配送業など肉体労働や日当制の仕事に従事していることが多く、継続的な経済的厳しさを抱えている。一方で、父親自らが財布を管理し、限られた収入の中から生活費を計画的にやりくりし、生活を安定させているケースも確認された。 第二に、親としての自覚形成と家族関係の変容である。母親になったパートナー女性（妻）と比較し、親としての自覚形成が遅れがちであることから、パートナーとの間でのすれ違いなどの課題がある。また、若年の父親のロールモデルが身近にいないこともわかった。

なお、本研究はJSPS科研費（25K16867）の助成を受けたものの一部である。

A-2

子どもへの身体接触の両義性とジェンダーの非対称性に関する一考察

中田　奈月

京都文教大学

身体接触は安心感や絆をもたらす一方、プライバシーの侵害やハラスメントへの懸念を伴うという両義性を持つ。この身体接触の両義性は「リスク社会」の産物とされ（MacWilliam and Jones 2005）、例えば保育者が抱っこを求める子どもの欲求に応じることを困難にし、特に男性保育者は第三者から誤解を受けやすいとされる（Piper and Stronach 2008）。保育者が危惧するのは、物理的な接触が観察者によって誤解される可能性があることである（Piper 2002）。保育現場では、子ども同士、子どもと保育者、子どもと保護者の身体接触が日常的に起こる。しかし、なぜ身体接触がいま、ここで必要だったのか、その文脈を第三者が捉えることは難しく、保育者間であっても解釈のずれが生じやすい。こうした解釈の不確実性が多様な解釈を生み出し、男性保育者への偏見、女性保育者の不適切な身体接触の見過ごし、子ども同士の身体接触の過度な問題化を引き起こす構造を、2024 年から 2025 年に実施した保育現場での参与観察と保育者への面接調査から明らかにする。

保育現場での身体接触にまつわる出来事の問題化は、「保育所保育指針」「児童福祉法」「こども性暴力防止法」「男女雇用機会均等法」「児童虐待防止法」「保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」といった複数の制度フレームと交差する。さらに、ジェンダーの権力構造（男性を強者・女性を弱者とする見方、あるいはその逆転）、母性愛、マジョリティによる権力、セクシュアリティといった意識的フレームが絡み合い、どの枠組みで切り取られるかによって解釈が大きく変動する。加えて、保育の意図が専門職者以外からは見えづらいことや、子ども、保育者、保護者、園長、栄養士、行政担当者など複数のプレイヤーがそれぞれ異なる意図をもって状況を解釈することが、解釈の幅をさらに広げる。曖昧なまま、それぞれの状況が定義されることで「男性は乳幼児の担当にふさわしくない」といった偏ったストーリーの生成や、女性保育者による不適切な接触の見過ごし、子ども同士の身体接触の問題化が生じていることを論じる。なお、本調査は奈良佐保短期大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した。

＜付記＞本研究は JSPS 科研費 24K15590 の助成を受けたものである。

A-3

親子分離経験と親子関係

―留守児童と流動児童の比較研究―

張迎霞

神戸大学大学院人文学研究科

1. 目的

本稿では、親子分離を経験した留守児童と、親子分離を経験していない流動児童の親子関係の質的側面に着目し、親子関係にどのような違いがあるかを明らかにすることを目的とする。主なリサーチクエスチョンは以下の通りである。①留守児童と流動児童の親子関係にはどのような違いがあるか、②親子分離の有無は親子関係の質にどのような影響を及ぼすか、③留守児童と流動児童は、親子関係についてどのようなニーズや期待を持っているか。

2. 方法

中国四川省成都市に居住する大学生または大学生相当年齢の農民工の子ども経験者を対象に、質問紙調査を実施した。対象者を留守児童群と流動児童群に分類したうえで、親子分離の有無・期間、親子関係の質、親子関係に対するニーズ・期待について、記述統計を算出した。さらに、親子関係に関する各項目における両群の差異を明らかにするため、カイ二乗検定を行った。なお、本調査の対象者には、農村で親と離れて生活した経験を持つ留守児童と、親とともに都市へ移住し、そこで生活した経験を持つ流動児童が含まれる。対象者は、現在の居住状況にかかわらず、中卒までの親子の居住形態に基づいて両群に分類した。

3. 倫理的配慮

本発表で用いる調査研究は、神戸大学大学院人文学研究科倫理委員会の承認を得ている。

4. 結果および考察

留守児童群と流動児童群の間では、親子関係の評価、相談意欲、不満の有無、親子関係に影響を与える要因の認識においても、統計的に有意な差は認められなかった。ただし、いくつかの項目において、両群の間に一定の傾向の違いがみられた。親子関係の評価では、留守児童群では「比較的親密」が 32.5%と最も多く、流動児童群の 23.3%を上回った。一方、流動児童群では「自発的なコミュニケーションなし」が 40.0%と最も多かった。また、気持ちや悩みを相談した経験については、留守児童群が 78.1%、流動児童群が 60.0%であり、留守児童群の割合が高かった。交流の話題についても、両群とも「学校で起きたこと」や「学習」が上位を占めた。一方、流動児童群では「食事・栄養など生活のこと」の選択率が 60.0%と、留守児童群の 42.1%を上回っており、親子が同居することで、日常生活に関する話題を通じた交流が生じている可能性が示唆された。

A-4

育児期における食事作り分担

―育児の当事者意識に着目して―

児島あゆみ
お茶の水女子大学院　人間文化創成科学研究科

1. 研究の背景と目的

近年、共働き世帯の増加や男性育休取得率の急速な上昇など父親の育児参加が進んでいるものの、子どもの食事作りは依然として母親が主担当となることが多い。先行研究では食事作り分担の実態や規定要因については検討されてきたが、子どもの食事作りがもつ育児としての側面が、夫婦の食事作り分担とどのように関わるのかは十分に検討されていない。そこで本研究では、食事作りがどのように意味づけられ、そのことが分担とどのように関わるのかを検討した。

2.　方法

本調査は，育児経験のある夫婦 30 名に、2023 年 12 月から 2025 年 3 月において、事前調査票の回収と半構造化インタビューによって実施した。あわせて，平日の夕食の写真の提出を依頼し，その写真を参照しながら，そこに込められた価値観など具体的に聴取した。インタビューは、調査者が録音し、すべてのデータの逐語録を作成した。

3.　倫理的配慮

インタビュー調査の実施にあたって、国立大学法人お茶の水女子大学の倫理審査会による倫理審査に申請し、承認を得た。協力者には調査趣旨を説明し，データは学術目的以外には使用しないことを伝えたうえで書面による同意を得た。

4.　結果と考察

分析の結果、食事作りは、子どもの健康や成長・発達を支える育児実践として意味づけられていた。また、主担当者（平日の夕食作りを主に担う親）には、子どもの様子を観察した上で献立を考え、自ら必要な情報を収集し、子どもに適した食事を工夫する姿がみられ、食事作りを担うために時間の使い方や働き方を変えていた。こうした実践の背景には、親として子どもの食事を自ら担うものと捉える自己の位置づけがあると考え、これを「育児の当事者意識」と捉えた。

こうした当事者意識は、母親だけでなく父親の主担当者にもみられた。一方、父母双方に当事者意識が認められる事例では、父親は主に調理・配膳を行い、献立の決定や離乳食の計画、子どもへの食事場面でのかかわりなどは母親が率先して担う役割分化がみられた。

以上より、食事作り分担を理解するには、調理という家事だけでなく、食事作りを育児として意味づけ、親が子どもの食事を担う主体として自己を位置づける「育児の当事者意識」に着目することが重要であると考える。

A-5

子どもの居場所づくりにおける多職種連携協働

―市民団体と中間支援組織による実践の分析

井上清美
東京家政学院大学

1. 目的

ケアの社会化・脱家族化を背景に、制度的支援と家庭の隙間を埋める「子どもの居場所」の重要性が高まっている。しかし、居場所の多くは市民による自主的な活動に支えられており、公的支援は乏しい。持続可能な運営のためには、公的支援に加えて多様な機関や専門職が関与する多職種連携協働が必要とされる。本研究では、子ども食堂を併設し、多様な子どもを受け入れる居場所 W と、その活動を支援する中間支援組織 Y に着目する。W は岩手県盛岡市の団地内にあり、2023 年に寿司屋の空き店舗を活用して開設された常設型の居場所である。小学校から徒歩 3 分の通学路上にあり、放課後の子どもたちが自然に立ち寄ることができる。中間支援組織 Y は 1980 年代前半に設立された一般社団法人で、団地再生事業や多世代共生型拠点の運営などを全国に展開してきた。2023 年度から資金分配団体として、子どもの居場所づくりに取り組む団体への支援を開始することとなった。

多職種連携協働の先行研究では、専門職間のヒエラルキーを持たず、すべての職種が対等な関係のもとで役割解放を行う「トランスディシプリナリー・モデル」の有効性が指摘されてきた。本研究では、居場所 W と中間支援組織 Y を対象として、子どもの居場所づくりにおける多職種連携協働の実態と役割解放のプロセスを明らかにする。

2. 方法および倫理的配慮

居場所 W および中間支援組織 Y のスタッフ、小学校や他の中間支援組織の関係者を対象とした半構造化インタビュー調査を行った。調査時期は 2023 年 12 月～2026 年 3 月である。調査に際しては、所属機関の倫理審査委員会による審査を受け、承認を得た（承認番号：27 号）。

3. 結果と考察

第一に、居場所の立ち上げ期から定着期、転換期、再編期、自走期に至るプロセスにおいて、求められる連携協働の質が変化し、とりわけ転換期から再編期においては、中間支援組織の伴走型支援や小学校との情報共有による連携協働が促進されていた。第二に、居場所運営スタッフは子どもや家庭の問題に「あえて介入しない」ことを重要と考えているが、居場所の定着にともない特別なケアを必要する事例が顕在化し、対応をめぐって葛藤が生じていた。さらに、地域の保護者からは学童保育としての役割を求められてしまうことによる葛藤も存在している。このような葛藤がありながらも、居場所を支えている実践を「市民としての専門性」として評価し、多職種連携協働の中に位置づけていく必要性が示唆される。

付記　「2025 年度生協総研賞・第 23 回助成事業」の助成を受けたものである。

B-1

デンマークにおける大学生のライフコース・プラン意識（1）

―キャリア・ケア・ジェンダーの現在―

○宮坂靖子[1]・青木加奈子[2]

[1]金城学院大学・[2]大阪大学

1. 目的

女性労働力率と合計特殊出生率が比較的高い水準で推移しているデンマーク社会において、近い将来にパートナーと共同生活（法律婚・非法律婚を含む）を開始する可能性のある大学生が描くライフコースを、仕事と出産・育児に焦点を当ててジェンダーの視点から考察する。

2. 方法

2023年2月～3月に、オーフス大学文化社会学部グローバル・スタディーズ学科の学生を対象として、Google Formsを用いて質問紙調査を実施した。回収票（72票）のうち20代の71票を分析対象とした。性別は女性34名、男性34名、その他3名、年齢は20代前半40名、20代後半31名（平均年齢23.8歳)、平均きょうだい数（本人含む）は2.7人であった。

３．倫理的配慮

本調査は、「金城学院大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の承認を得（申請番号：R22024)、オーフス大学当該学科の学科長の許可を得て実施した。

４．結果と考察

（１）結果

第一に、8割弱の学生に結婚希望があり、9割の学生は交際相手との同棲を望んでいた。しかし、第二に、子どもをもつことについての希望の有無についてはほぼ半々に分かれた。男女間で有意差はなかったものの、子どもを望む者は男性に多く、女性の6割は子どもをもつことを希望していなかった。第三に、女性が将来望むライフコースは、順に「DINKS」、「結婚（同棲)・出産後職業柔軟継続」であった。正規雇用での職業継続を望む女性の約8割は子どもをもつことを望んでいなかった。他方で、出産意思のある女性は、子どもの成長に応じて働き方を柔軟に変えるキャリアプランを考えている者が多かった。男性が女性に望むライフコースは「結婚（同棲)・出産後職業柔軟継続」が最も多かった。第四に、パパ・クォータ制（2022年8月導入）には約7割が賛成しており、女性のみならず男性に対してもワーク・ファミリー・バランスを考慮した生活を希望していた。

（２）考察

総じて、同棲・結婚意思は高くパートナーとの共同生活を望んでおり、出産後も夫婦共働きで、家事・育児もカップルで対等に分担すべきと考える人がほとんどであったにもかかわらず、女性の出産意思が低下しつつあることが看取された。特に、正規雇用で職業を継続することを望む女性の出産意思の低さが際立っていた。仕事と家事・育児の両立を基本モデルとしてきたデンマーク社会にあっても、近年の若者、中でも女性のライフコース・プラン意識に変化が生じていることが示唆された。この変化の要因を探ることを今後の課題としたい。

謝辞：本報告は、JSPS科研費JP22K02146の助成を受けた。

B-2

デンマークにおける大学生のライフコース・プラン意識(2)

―キャリア・ケア・ジェンダーの変容とその背景―

○青木加奈子[1]・宮坂靖子[2]

[1]大阪大学・[2]金城学院大学

1. 目的

宮坂・青木報告では、現代の若者たちのライフコース・プラン意識に変化が生じている可能性があることが明らかとなった。特に2010年代以降、北欧諸国全体で観察される合計特殊出生率の低下も鑑みると、子どもを持つことへの意識に変化が生じている可能性が考えられる。本報告では子どもを持つというライフイベントを切り口に、現代デンマークの若者が理想とするライフコース像を明らかにする。

2. 方法

2023年2月、2023年8〜9月、2026年3月にオーフス大学の学生を対象に実施した聞き取り調査を用いる。調査対象者8名（女性3名、男性5名）は全員が調査時点で20歳代であった。これとは別に、宮坂・青木報告の2023年度実施の質問紙調査と、同じ教育機関で2026年3月に別の学生10名（女性4名、男性5名、その他1名）を対象に実施した質問紙調査の結果も適宜補足資料として用いる。

3. 倫理的配慮

本調査は、「金城学院大学人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の承認を得（申請番号：R22024)、オーフス大学当該学科の学科長の許可を得て実施した。

4. 結果および考察

聞き取り調査対象者からは、婚姻状態にかかわらずパートナーと生活を共にしていくこと、そして家事や子育ては共に協力して行っていくことが理想の家族像として語られた。本調査では、子どもを持つ時期や人数について直接問いかけていないものの、子どもを持つというライフイベントの遅延につながる語りが複数聞かれた。1つ目は、学業を終了する年齢が遅いことである。第1子を持つ条件として賛成が8〜9割だった「経済面での準備が整ったか」「学業を終えたか／学業を終える見込みがついたか」（第一報告で用いたアンケート結果）と一致する。もう1つは、結婚パーティーの開催や家族で住む住居の費用についてであった。特に近年、住居費の高騰が都市部で顕著であり、子どもを育てられる居住環境の確保が極めて難しい現状が示された。

北欧諸国の近年の合計特殊出生率の低下は、女性による第1子出産の先延ばしが挙げられている（Hellstrand et al. 2021)。デンマークでこの傾向を裏づける事実として、進学遅延による高等教育開始年齢の上昇が挙げられる（Danmarks Statistik 2026)。高等教育開始の遅れは、学業修了、労働市場への参入、キャリア形成といった一連のライフイベント遅延を引き起こす。さらに、近年の物価高騰（特に住戸費の高騰）が相まって、若者たちの家族形成の見通しをより不透明なものにしていると示唆される。

謝辞）本報告は、JSPS科研費 JP22K02146の助成を受けた。

B-3

高齢夫婦における医療の意思決定とジェンダー

－家庭内リソースと夫婦関係が自他の治療希望に与える影響－

○佐野潤子[1]・江口洋子[2]

[1]東京家政学院大学 現代生活学部・[2]慶應義塾大学医学部 医科学研究連携推進センター

１．目的

日本の高齢化に伴い、認知症や心臓病などの治療における意思決定プロセスが重要な課題である。先行研究（江口ら，2025）は、高齢女性が直面する経済的・社会的脆弱性が意思決定に与える影響を指摘した。本研究はこれを精緻化し、長期的な付き添いコストを伴う「認知症治療（MCI抑制薬)」と、突発的かつ高額な「心臓病治療」を対比させ、高齢夫婦（夫・妻）の「自分自身」および「配偶者」への治療希望に対する、主観的・客観的経済状況の影響の非対称性をパス解析（Amos）により明らかにする。

２．方法

全国の高齢夫婦男女（女性N=483、男性N=500）を対象としたウェブ調査のデータに基づき、疾患別の自己・配偶者への治療意思（治療受ける自分、配偶者治療受けて）を主要な内生変数とするモデルを構築した。客観的指標の「本人年収」、主観的指標の「家計のゆとり」、および関係性・態度変数を外生・媒介変数として投入し、Amosによる多群のパス解析を用いて男女間の意思決定構造の比較検証を行った。

３．倫理的配慮

慶應義塾大学経済学部附属経済研究所 研究倫理委員会にて承認（受付番号25001R）

４．結果および考察

パス解析の結果、ジェンダーと疾患特性（慢性・付き添い型 vs 急性・生命直結型）が交差する顕著な不均衡が確認された。

(1)「自分の治療意思」におけるゆとり感の影響の逆転：認知症（MCI薬）治療では、長期付き添い負担があるため、妻の方が夫よりも主観的な「家計のゆとり」に意思決定が強く拘束された（女性の自己投資抑制)。一方、急性・生命に関わる心臓病治療では、夫にのみ強いゆとりの正の影響が見られ、妻は左右されず、夫の家計管理者としての経済的束縛の可能性が示された。

(2)「配偶者への治療意思」における経済的制約の非対称性：心臓病治療を望む際、夫は「家計のゆとり」に縛られ『妻に治療を受けさせられるか』を現実的に判断する。対して妻はゆとり感に左右されず、関係性に基づき一貫して夫の治療を願うというジェンダー差が明らかになった。

(3) 認知症配偶者治療における本人年収の正逆の矛盾：妻が夫の認知症治療を望むパスでは、妻自身の年収が高いほど夫の治療を望まない負の影響を示した。これは、18ヶ月間の通院・点滴付き添いが、自立的に稼ぎ仕事を持つ高年収の妻にとって時間的・身体的コンフリクト（介護負担）を招く現実的な困難を反映している。逆に、夫は年収が高いほど妻への治療を希望する正の影響を示し、自らの高経済力が治療を支える自信に繋がっていることが示唆された。

総括として、高齢期の意思決定には「客観的資産」以上に、役割意識に根ざした「主観的ゆとり感」や「介護・就労両立負担」が複雑に影響している。高齢女性が望む治療を制限なく選択できる社会の実現には、医療費の経済支援のみならず、付き添いなどの社会的支援（両立支援・介護軽減）の拡充が急務である。

本研究は、JSPS科研費（23KK0035），(23K10283)，(26K13840)，(26K05995）の研究助成を受けて実施された。

B-4

「韓国における家族政策の変遷と家族のWell-beingをめぐる考察

○崔　美美[1]・冬木　春子[2]
[1]静岡県立大学短期大学部・[2]静岡大学教育学部

1.　目的

韓国では、2005年に施行された「健康家庭基本法」に基づき、2006年以降、5年ごとに「健康家庭基本計画」が策定されてきた。本研究の目的は、第1次から第5次までの健康家庭基本計画を対象として、「父親」「男性」に関する政策内容の変化を整理し、父親に求められる役割や、男性の家事・育児・ケアへの関わりがどのように政策的に位置づけられてきたのかを明らかにすることにある。さらに、その変化をジェンダー平等の観点から捉え、家族構成員一人ひとりの生活の質や、家族関係、仕事・生活・ケアのあり方といった家族のWell-beingとの関係について考察する。

2.　方法

本研究では、第1次～第5次健康家庭基本計画の原資料を分析対象とした。各計画の政策理念・目標を確認したうえで、「父親」「男性」「育児」「家事」「ケア」「仕事と家庭の両立」等に関する記述を抽出し、父親・男性に対する問題認識、期待される役割、家事・育児・ケアへの関わりを促す制度、教育、職場・社会環境について、計画間の連続性と変化を検討した。また、「生活の質（QOL）」「幸福」「家族関係」「休息」「仕事・生活・家族の均衡」等の記述について検討した。なお、Well-beingという用語は各計画で一貫して用いられていないため、これらを家族のWell-beingを構成する政策的要素として捉えた。

3.　倫理的配慮

本研究は公表された政策文書および先行研究を対象とした文献調査である。

4.　結果および考察

第1次～第5次計画を検討した結果、父親・男性の位置づけには段階的な変化がみられた。第1次計画において、男性を主な生計扶養者とする従来の性別役割分業を背景に、配偶者出産休暇や父親育児休業割当制の検討などを通して、男性の家族生活・育児への「参加」を促すことが重視された。第2次計画において、「経済的扶養者」から子どもと親密に関わる「養育する父親」への変化が示され、父親教育など、父親役割を学び、形成するための支援が強化された。また、男性の家族生活への参加は、女性の負担軽減だけでなく、男性自身の生活の質とも関連づけられるようになった。 第3次計画において、仕事と家族の両立を女性だけの問題とせず、男性と企業もともに実践する課題として位置づけた。男性の育児参加だけでなく、長時間労働、働き方、企業の組織文化など、男性が家庭生活に関わるための社会的条件へと政策対象が広がった。第4次計画において、「主として働く男性・主としてケアする女性」を前提とする「男性生計扶養者モデル」から、男女双方を仕事とケアの主体とする「普遍的ケア・モデル」への転換が明示され、「働きながらケアする権利」という視点が導入された。さらに第5次計画においては、ジェンダー平等と多様性の包摂をもとに父親政策も展開し、父母による「共同ケア（맞돌봄）」、父親役割支援、男性向け育児相談等が具体化され、労働時間、柔軟な働き方、休息を含む「仕事・生活・家族」の均衡が重視されている。以上を踏まえて、「健康家庭基本計画」における父親・男性の位置づけは、「育児参加する父親」から「養育する父親」、さらに「仕事とケアをともに担う主体」や「普遍的ケアラー」へと展開し、近年では多様な父親像の包摂へと向かっている。他方で、父親には稼得者としての役割期待が依然として維持されているなか、ケア責任も求められるようになった。また、ジェンダー平等の射程も、家庭内の役割分担の改善から、職場・組織における環境や制度の変革へと拡大しているといえる。

※本研究は、静岡県立大学「令和８年度教員特別研究推進費」を受けたものである。

B-5

「理想のケアと現実のケアの格差とケアに伴うポジティブ・ネガティブ感情の日韓比較研究

○李秀眞[1]・車承恩[2]
[1]弘前大学・[2]水原大学校

研究背景および目的

本研究の目的は、韓国と日本における親を介護する成人子を対象に、「よいケア」についての理想と実際のギャップを比較し、そのギャップが親を介護する人の肯定的介護経験、否定的介護経験とどのようま関係にあるのかを明らかにすることである。韓国と日本は、高齢化の進展の状況と介護保険制度という制度的条件において類似性がある。しかし、親の扶養に関する価値観や家族介護への社会的な期待には違いがある。したがって、日韓の比較をすることは、親を介護する成人子が認識する「よいケア」の基準とそのギャップを、文化的脈絡で把握できる点で意義がある。

分析資料および変数の測定方法

分析資料は、2025年3月から5月まで韓国と日本で行った家族介護者を対象とした調査データである。分析対象は高齢の親を介護する成人子であり、最終的な分析には725人(韓国459人、日本266人)のデータが用いられた。主な変数の測定方法は次のようである。独立変数として「よいケア」は19項目で測定したが、それぞれの項目について、各項目が‘よいケアのためにどのぐらい重要だと思う’のかを‘よいケアに対する理想’と定義した。また、同じ項目を用いて、‘現在自分が行っている介護をどう思う’のかを‘よいケアに対する実際’と定義した。また、理想のスコアから実際のスコアを引いた値を理想と実際のギャップとして算出した。プラス(+)のギャップは、実際のパフォーマンスが理想に達していないと評価された場合、0点は理想と実際が一致している場合、マイナス(-)のギャップは、実際のパフォーマンスが理想より高いと評価された場合を意味する。従属変数として、肯定的介護経験は、やりがい、人間的な成長、自信感で側的した。また、否定的介護経験は、周囲の干渉、人生を失ったような感情、ケアから逃れたいと思う気持ちで測定した。

倫理的配慮

本研究は、研究者の所属機関における倫理審査委員会の承認を得て実施した。調査対象者には、調査の目的、回答は任意であること、個人が特定されないこと、得られたデータは研究目的以外には使用しないことを説明し、同意を得た上で調査を実施した。

結果および考察

分析の結果は次のようである。 第1に、韓国の介護者は日本の介護者よりも、‘よいケアに対する理想’に対する点数が高い傾向にあった。具体的に、韓国の介護者は、介護の専門性、責任感、感情的なケア、日常生活の支援を、よいケアの重要な要素と評価していることが確認された。第2に、実際行っている介護の自己評価も、概ね韓国において高い傾向にあったが、日本の介護者は、介護を組織的に行うという項目における点数が高いことが特徴的であった。第3に、理想と実際のギャップのパターンは、両国で相違点がみられた。韓国では、忍耐力、優しさ、介護を受ける高齢者を安心させる力でギャップが大きく、感情的な側面において、実際の実行が理想に達していないと感じる傾向があった。 日本では、組織力、危険信号への敏感さ、必要な介護を提供する能力でギャップが大きく、介護の実行能力と管理能力の側面において、実際の実行が理想に達していないと感じる傾向が確認できた。

B-6

在宅介護を担う男性家族のライフコースと支援的アプローチ

―続柄による排泄介護の語りの意味構成の比較―

小島 みさお

和洋女子大学　東京都健康長寿医療センター研究所

1. 目的

在宅介護における男性介護者の役割が増大する中、排泄介護の支援は重要な課題となっている。先行研究では男性介護者の負担感や排泄ケア関連用品への知識不足が指摘されているが、介護対象者との続柄による文脈の相違については検討の余地がある。本研究では、男性家族介護者の語りを分析し、夫介護者と息子介護者が抱える排泄介護の意識と実態について、共通点と相違点を整理した上で、望ましい支援的アプローチを検討することを目的とする。

2. 方法

首都圏で在宅介護を担う男性家族介護者 10 名（夫 6 名、息子 3 名、両者の立場を経験した者 1 名）を対象に半構造化面接調査を実施した（2021 年 3～8 月実施）。項目は、排泄ケアの状況、負担感、抵抗感、知識・情報収集、および排泄ケア関連用品や支援への要望である。逐語録を Krippendorff の内容分析手法により分析し、続柄別の意味構成を比較検討した。併せて、続柄別の支援課題を考察した。

3. 倫理的配慮

国際医療福祉大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号 20-Ig-128）。研究目的、匿名性の保持、参加の任意性を説明し、書面による同意を得た。

4. 結果および考察

分析の結果、夫・息子双方の介護者に共通して、《責任感》に基づく自己激励や、排泄ケア関連用品の選定・使用における《知識・経験不足》への困惑が認められた。これらは男性介護者が直面しやすい課題の一端と考えられる。一方、文脈の相違として、夫介護者は「夫婦の歴史」という背景から、妻の尊厳を維持しようとする意向が排泄ケアの原動力となる一方で、ケア時に生じる羞恥心や公共環境との不適合に直面する傾向がみられた。対照的に、息子介護者は「異性の親の身体ケア」という非日常的な行為に対し、心理的な障壁を抱きやすく、技術習得や具体的な手順の明示といった実用的な指導を求める傾向が確認された。

以上の結果から、男性介護者への支援には、続柄に応じたアプローチが有効であると考えられる。夫介護者には尊厳の維持を支える社会的な環境整備や資源活用を、息子介護者には個別の技術指導を伴うアウトリーチ支援を配置することが、在宅介護の持続可能性を高める一助になると示唆された。

本研究は、2020 年度 SOMPO 福祉財団ジェロントロジー助成研究の一部を再構成したものである。